

報告第 13 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 22 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1 人） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方へ損害賠償金 85,910 円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 7 年 11 月 11 日午後 4 時 50 分頃、町道日出自然郷 6 号線日出町大字藤原 4737 番 21 付近において、相手方所有の車両が走行中、グレーチング敷設部分の道路に生じていた段差を通過した際に、車両下部が道路と接触し、同部分が損傷した。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 8 年 6 月 9 日 |